

実験動物小委員会の設置について
(案)

平成17年8月 日
動物愛護部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 動物愛護部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、実験動物小委員会を置く。
- 2 実験動物小委員会は、実験動物の飼養及び保管等に関する基準の見直しの検討を行う。
- 3 実験動物小委員会の決議は、部会長の同意を得て、動物愛護部会の決議とすることができる。